

国民年金加入者のみなさんへ

サラリーマンの奥さんは
届け出を

厚生年金などに加入している人に扶養されている配偶者(妻または夫)は、第3号被保険者として国民年金に加入すること(保険料の本人負担はありません)で、自分の年金を受け取ることができません。

第3号被保険者になるには、保険年金課にある届け出用紙で被扶養配偶者の確認を受ける必要があります。ただし、来年4月より届け出の方法が変わります。

しかし、届け出をしないまま2年以上過ぎると、過ぎた期間は保険料の未納期間といふことになり、将来、年金が減額されたり、受けられなくなることもあります。また、自分が就職したり、夫(妻)が退職したりしたときなども必ず届け出てください。

なお、千葉社会保険事務局佐原事務所より「第3号被保険者届け出のお願い」が送付された人は、早めに手続きされるようお願いいたします。提出先は市保険年金課です。

来年4月から
制度の一部が変わります

平成14年4月から国民年金制度の一部が、次のように変更になります。○保険料の納付先が、市から国(社会保険庁)に変更になります。振り替え先を移す手続きは国で行いますので、本人の手続きは不要です。

○第3号被保険者の各種届書の提出先が、市から配偶者の勤めている会社に変更になります。

○保険料の免除が、全額免除と半額免除の2種類になります。

○学生納付特例制度に夜間(第2部)や通信教育も加わります。

くわしくは保険年金課 ☎ 201526(へ)。3月1日号でもお知らせします。

5年間、
市で利子補給

市では、住宅金融公庫から資金を借り入れて、市内に住宅を建設



マイホームを購入したら制度の利用を

または購入した場合、次の条件で利子の補給をしています。なお、公庫でも、年金融資・財形融資・リフォーム融資は対象になりません。

○対象：市町村税を完納しており次のいずれかにあてはまる人

○給与所得だけの人は、金消費契約前年の合計収入額が800万円以下であること

○給与以外の所得がある人は、金消費契約前年の合計所得額が600万円以下であること

○申込期間：金融公庫との金消費契約後6カ月以内(やむを得ない理由がある場合は1年以内)

○利子補給率：契約当初の金利マ

合計50万円)

くわしくは普請課 ☎ 20152(へ)。

し尿のくみ取り

年末は込み合つので
早めの依頼を

12月は、トイレのくみ取り依頼が集中するため、申し込みは早めをお願いします。

特に年末は混み合つたため、希望の日に作業できない場合があります。年内の作業を希望する人は、12月19日(水)までに申し込んでください。

なお、20日以降の申し込みは、年明けの作業となります。「早目の連絡・早目のくみ取り」にご協力をお願いします。

くわしくは環境衛生課 ☎ 201531(へ)。

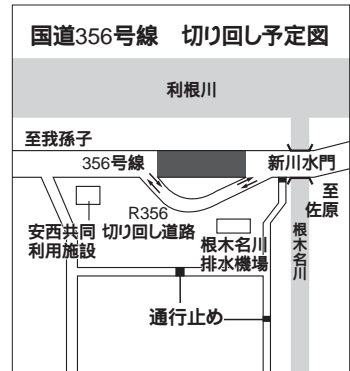
根木名川排水機場の改築

安西地区内の道路が
一部通行止めに

根木名川排水機場の改築に伴い、国道356号線の切り直し工事と

安西地区内の道路の一部通行止めを行います。期間は、12月中旬から平成14年7月中旬までです。安西地区と国道を通行されるみなさまにはご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

くわしくは国土交通省利根川下流工事事務所安食出張所 ☎ 950042(へ)。



今月の納税

固定資産税・都市計画税(3期分)
納期...12月16日(日)~28日(金)
くわしくは資産税課 ☎ 201514(へ)。
国民健康保険税(6期分)
介護保険料(6期分)
納期...12月16日(日)~28日(金)
くわしくは保険年金課 ☎ 201526(へ)。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月~金曜日 8時30分~5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時~4時

法律相談(予約制)水曜日 1時~4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

不動産相談 18日(火)10時~正午

税務相談 18日(火)10時~3時

外国人相談

27日(木)1時~4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

市民よろず相談 22日(土)1時~4時

八生公民館

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時~4時

(28日を除く)

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月~金曜日 9時~4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 1月10日(木)10時~正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月~金曜日 9時~4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月~金曜日 10時~4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時~3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 1月8日(火)10時~3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時~3時

酒害相談 20日(木)9時~正午

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月~金曜日 9時~4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 17日(月)10時~3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時~5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月~金曜日 10時~5時

(不登校相談も)

長谷川録太郎氏(名誉市民)が逝去 遺徳をしのび国際文化会館で成田市葬



長谷川録太郎氏(成田市名誉市民・前成田市長・享年88歳)が、11月25日午前11時41分、成田赤十字病院で逝去されました。謹んでご冥福をお祈りします。

長谷川氏は、大正3年11月24日仲町に生まれ、昭和7年3月成田中学(現成田高校)を卒業されました。昭和46年5月30日成田市長に初当選して以来、平成7年5月まで、成田空港の開港など市が最も変ほつを遂げた時期に24年間(6期)もの長きにわたり、市長を務められました。

この間、21世紀に向けての住みよいまちづくりに全力で傾注され、成田市の発展と地方自治の振興のために尽力されました。また、全国市長会理事、千葉県市長会長、印旛伝染病院組合管理者などの要職も歴任されました。

平成8年3月、市議会より推挙され名誉市民にられました。生前における長谷川氏の遺徳をしのび、次のとおり成田市葬を執り行います。記帳、献花ができませんのでぜひご参列ください。日時：12月17日(月)午後1時から

会場：国際文化会館大ホール
送迎バス：正午に市役所玄関前から送迎バスを運行します。供物、供花、香典などは固く辞退します。くわしくは市葬実行委員会事務局(秘書課・☎201502)へ。

高齢者の居住を支援

住宅改造費などに補助が受けられます

高齢者が安心して暮らせるように、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が制定されました。主な内容は次のとおりです。

賃貸住宅専業主に関する法律

民間事業者が高齢者向け優良賃貸住宅を建設、改修、購入する場合、費用に対する補助や住宅金融公庫の融資、家賃に対する債務保証などが受けられます。

高齢者自身に対する支援

高齢者自身が自宅をバリアフリー化する場合、住宅金融公庫ローン返済の負担が軽くなります。また、優良賃貸住宅の情報を閲覧できるよつになるほか、「終身建物賃

貸借制度」が創設されました。

くわしくは県住宅課住宅計画班(☎0432233226)へ。

高齢者・高齢者と暮らす人へ

「市からのあっせん業者です」と装った業者に注意を

最近、市からのあっせん業者を装い、「住宅改造をする場合、市から助成金が出るので住宅を改造しませんか」などと、高齢者のいる家庭をまわって住宅のバリアフリー化を勧めている業者が見られます。そのような業者と市は、関係ありませんのでくれぐれもご注意ください。

くわしくは高齢者福祉課(☎201537)へ。